

令和3年3月15日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 一般質問

10番 田上 忍 君

5番 田上 英司 君

第 2 報告第17号 専決処分の報告について

第 3 報告第18号 専決処分の報告について

第 4 報告第19号 専決処分の報告について

第 5 報告第20号 専決処分の報告について

第 6 報告第21号 専決処分の報告について

第 7 報告第22号 専決処分の報告について

第 8 議案第75号 工事請負変更契約の締結について

第 9 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

第10 議案第77号 財産の取得について

第11 議案第78号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第79号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第80号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第14 議案第81号 御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一
部を改正する条例の制定について

第15 議案第82号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第83号 御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について

第17 議案第84号 御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について

第18 議案第85号 御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 9 議案第 8 6 号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 8 7 号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 8 8 号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 8 9 号 御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 9 0 号 御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 9 1 号 御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 9 2 号 御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

2 出席議員は次のとおりである（14 人）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 中 城 峯 雄 君 | 2 番 井 藤 はづき 君 |
| 3 番 宮 川 一 幸 君 | 4 番 福 本 悟 君 |
| 5 番 田 上 英 司 君 | 6 番 増 田 安 至 君 |
| 7 番 森 田 優 二 君 | 8 番 岩 永 宏 介 君 |
| 9 番 福 永 啓 君 | 1 0 番 田 上 忍 君 |
| 1 1 番 藤 川 博 和 君 | 1 2 番 清 水 聖 君 |
| 1 3 番 井 本 昭 光 君 | 1 4 番 池 田 浩 二 君 |

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1 人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19 人）

町	長	藤木正幸君	副	町	長	野中眞治君																		
教	育	長	本	田	恵	典	君	総	務	課	長	藤	野	浩	之	君								
企	画	財	政	課	長	坂	本	幸	喜	君	税	務	課	長	畑	野	英	樹	君					
町	民	保	険	課	長	宮	崎	尚	文	君	福	祉	課	長	西	橋	静	香	君					
こ	ど	も	未	来	課	長	田	中	智	徳	君	復	興	課	長	島	田	誠	也	君				
健	康	づ	く	り	支	援	課	長	作	田	豊	明	君	農	業	振	興	課	長	井	上	辰	弥	君
商	工	観	光	課	長	鶴	野	修	一	君	建	設	課	長	野	口	壮	一	君					
環	境	保	全	課	長	緒	方	良	成	君	会	計	管	理	者	上	村	清	美	君				
学	校	教	育	課	長	西	本	和	美	君	社	会	教	育	課	長	沖	勝	久	君				
監	査	委	員		吉	川	勲	君																

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○10番（田上 忍君） 10番、田上忍です。先般通告していた内容について質問いたします。

安心・安全な水の提供についてお伺いします。6月議会でも同様の質問をしましたが、その後、どのような進捗状況になっているか。また、現状はどうなっているのかについて質問します。

また、御船町の水道設備はもう老朽化が進んでいると思います。そろそろ次の段階について準備が必要ではないかと思っております。町はどのように考えているのかについても、質問いたします。

この後の質問については、質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の、安心・安全な水の提供についてお答えいたします。

御船町の水道は昭和43年の給水開始以来、取水井戸からくみ上げた地下水や山からの湧

き水を水源とし、殺菌した後、配水池から家庭まで高台の高低差を利用して自然流下方式で水をお届けしています。本町の水道事業では、おいしい水をいつまでも安心して飲んでいただき、また安定的に供給を行うため、水道施設の集中管理を行うとともに、毎月の厳しい水質検査により品質管理も徹底しています。

貴重な水資源を有効に使うための漏水調査や施設の維持管理、地震や停電時におけるライフラインとしての水の重要性が再認識され、今後とも耐久化の取組みを行い、安全でおいしい水の供給を目指します。

また、地区水道につきましても、適切な整備ができるよう地元と協議を行い、事業を進めているところです。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） それでは、細かな質問に移らせていただきます。また、私が出していた質問の内容で、先般の福本議員と被る点については、割愛させていただきます。

まず、粒麦地区の地区水道については、今どのように進んでいるかについて、お尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

粒麦地区の地区水道ですが、まず、ろ過施設の資材、砂の支給を8月に行っております。施設の整備につきましては、取水口の改修、取水口からろ過槽までの配管の改修、受水槽の改修計画を現在進められております。今後も整備に向けて協議を地元と進めてまいります。

○10番（田上 忍君） 今お聞きした内容によりますと、現在の施設を改善しながら、そして地区水道なので、地区の人が管理していくと受け取りましたが、地元からはほかには何か要望等が出ていなかったでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、管理に関しましては、地元にはできない旨というのはお伝えしておりますし、地区の代表の方には御理解をいただいているところであります。今現在、その整備について協議を行っていますので、それ以外についてはお話はあっておりません。

○10番（田上 忍君） 私も、ここの粒麦地区の地区水道のできた経緯というのは、当時工事した方から聞いております。もうちょっと待っていれば、全部町が造ってくれて、町の上水道になったのではなかろうかというようなことを言われていました。でも待たれなくて、

仕方なくて、もう自分たちで造ったような経緯があると。今どンドン粒麦地区は世帯が減っております。このまま行きますと、もし水が出なくなったときに、どこが悪いのか、それを見に行く人もいなくなってくる。ですから、今は大丈夫なだけで、今このできるうちに、何とかこの管理だけでも町にお願いできないかと。地区水道なので、今水道代は町には払っていません。でも、町に払ってでもいいから町で管理できないかということをおっしゃっているんですけど。その辺は、要望として聞かれていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今、言われましたように、今現在は、地域のほうで管理されているということですが、10年後、20年後になると、確かに高齢になって管理ができなくなる可能性は十分あるだろうというお話はされております。そういうときに、町としても、町の水道というのも確かに供給に関して、財産の代償と、もしくはどういうふうにも水道が供給されているかと、一元化した管理はしておりますが、個別のポンプであったり管の補修であったりとか、そういうのは民間にこれは委託をしております。これは専門的な管理になりますので、粒麦地区というのは簡易的な施設でありますので、これは民間の方でも、これは十分な管理ができるのではないかと考えております。

○10番（田上 忍君） そうしますと、今、民間でもできるのではないかと。地元が自分たちで管理できなかつたら民間に頼んだらどうかということでの、今の答弁だったかと思えます。今、課長が言われたように、10年後、20年後と言われましたが、いやもう20年経ったら誰もいないかもしれないです。多分、もう10年後には何かあったときに、見に行けるような人も本当に数少なくなってくると思います。近い将来にそういう管理ができなくなる地区だと私は思うんです。ですから、その場合に、世帯数も減る、人口も減る。ということは、自分たちで集めている資産も減ってくる。ではお金もないのに民間に頼めるかというところなんです。その辺はどう考えられますか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

この御船町の水道事業に関しましても、対価、皆さんが使われる対価というのは、これは水道料金として発生しております。地区水道におきましても、やはり管理をしていく上では、これはどうしても支出、お金というのは発生しますので、このお金が全然ないということは、これはできませんので、どうしても管理をしていく上ではお金というのは発生するということにはなるかと思えます。

○10番（田上 忍君） 確かに言われることはわかります。例えば、今の世帯数でいけば何とかそういう、町に払う代わりに自分たちの組合みたいところに金を払って、水道とか水代ということで今後の維持管理費に充てていると思うんですけども、これからどんどん世帯数が減って、例えばもう最終的に1世帯となったときに、そしたらその地区水道全部を1世帯の人が面倒をみなければいかん。自分のところだけで、では何かあったときに見にもいけない。どこかの民間業者に頼めと言われても、高額のお金を使う。僕は具体的に難しいのではないかと思います。

町長、そのあたり、どう考えられますか。皆さん、町に税金払って、そしてやはり公平・公正に皆さんにこういう水道とか水を提供しなければいけないと私は思うんです。それを考えた上で、今後どういうふうに考えられているか、町長の考えを聞かせてもらっていいですか。

○町長（藤木正幸君） 今、答弁がありましたように、やはり私たちは10年後、どういった形になるかというのを見据えて今行っていかなければいけないというのは重々承知しているところであります。しかしながら、その過程において、地区の方がやはり統一した考えのもとに私たちと話し合っていくというのが一番大事だろうと思っています。そのためには、今後地区の方との話す機会を多くして、その中で決定されること。そういったものを私たちは尊重していきたいと思っています。

○10番（田上 忍君） 町長は、先日の福本議員のときにも地区の総意ということで言われておりました。今の考えも聞きました。ということは、町長は出前行政ということを言われています。ぜひ、粒麦地区については町長自ら行って皆さんの話を聞いていってもらえないでしょうか。そして、この地区の人はどういうことを思っている。そしてこれからどういうふうにしなればいけない。そういう方向性を、これからすぐに出せというのは難しいかと思うんですけど、情報交換しながら、いい方向へ進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 本当に、地区水道に関しましては、私自身も気にかけて、今国とのいろいろな協議もしております。また、この地域にとって地区水道というのは、美里町とうちは同じような状況です。美里町のほうの情報等もいろいろ仕入れながらお話をお聞きしていきたいと思っています。

○10番（田上 忍君） ぜひ、地元へ行って情報交換をお願いいたします。

それから、先日というか、ちよくちよく大雨が降った後なんかは濁り水が出て飲めないという状況が今でも発生しております。ですから、そのために一部のところでは戸別にタンクを準備して、きれいなときにタンクに入れて、そしてそれを使われているんです。こういうタンクの購入代金の補助とか、そういうものはできないのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

地区水道の組合として給水を目的にし、全戸で設置されるという目的であれば、それは補助の対象とはなりません。

○10番（田上 忍君） 今、理解ができないところが一部あったんですが、ということは共通のタンクであればいいと。各戸別へのタンクは駄目ということですか。

○環境保全課長（緒方良成君） すみません、補足しますが、取水から各家庭に戸別のタンクを、全世帯の方が戸別のタンクを全員の方が設置される、バラバラでなくて全員の方が設置されると、給水の方向の1つですよということで設置されれば、これはまとめて、例えば10戸でありましたら10個、粒麦組合に補助をするというものです。

○10番（田上 忍君） わかりました。そういう方向であれば問題ないかと思います。またこの辺も、地元と協議していってもらえたらなと思っています。

では続いて、次は馬立地区の水道についてということで出していたのですが、これについては、福本議員のときに答弁いただいておりますから、これは割愛させていただきます。

次に、水道関係について検討委員会を令和2年度に作ると6月議会で答弁されておりました。その委員会の開催結果というのはどうなっていたのかについてお尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

まず、経営戦略検討委員会について御説明をいたします。経営戦略検討委員会とは、事業の継続性を高め、その健全な運営を図ることを目的に設置された町長の諮問機関であります。委員会が諮問する内容は、事業経営や水道事業そのものの調査研究に関すること。広範囲にわたり水道事業の目的達成のために必要なあらゆる慰問に応じられることとなっております。

また、事業の基本計画及び経営戦略の策定に際し、事業の経営方針や主要施策、使用料改定等の諮問を行う予定としております。

委員の構成は、町議会議員、水道事業の受益者及び学識経験者、町長が任命する8名により構成するものとなっております。現行の委員は町議会、区長会、民生児童委員協議会、

商工会、婦人会、保健所からの推薦により任命されたメンバーで、令和元年に1回、令和2年に1回開催を行っております。

○10番（田上 忍君） 私が6月議会で聞いたときに、もっと何か委員会というのは開催されて、何かもっと具体的なことを話されているのではないかなと思いました。

では、前提として、今の答弁の中で、水道事業の目的ということをおっしゃっていただけたけれども、これについてももう少し詳しく説明してもらっていいですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水道事業の目的とは、町民に生活用水その他上水の供給をするというものです。

○10番（田上 忍君） ということは、今上水道の地域、それから地区水道の地域、これも含めてということよろしいですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

あくまでも、基本は水道事業の経営、水道事業の地域ということが限定になります。

○10番（田上 忍君） 私が聞いているのは、水道事業というのは、課長が言う水道事業というのは上水道を引いているところということなんでしょう。違いますか。

○環境保全課長（緒方良成君） はい。今言われた区域となりますので、水道を引いておられるところが限定になります。

○10番（田上 忍君） ということは、地区水道は入っていないということですね。

○環境保全課長（緒方良成君） 地区水道に関しましては、これは基本的には、先ほど言いましたように、区域内の検討になりますので、ただ、全然行えないということではありません。意見は求めたり、そういう内容について、方向性等についても多少なりとは意見は求めていくというふうにはなっております。

○10番（田上 忍君） 今、多少なりとは言われたんですけども、ちょっとですね。まず、この委員会自体は町長の諮問機関ということでした。町長の考えというか、町長はどういうふうに思ってこの委員会を作っているのですか。その水道を引いているところだけの人のことだけを考える委員会ですか。それとも町民全体の地区水道も含めて、水を供給している皆様全員に対しての考える委員会なのですか。

○町長（藤木正幸君） あくまでも水道事業ということで、今現在御船町にも水道事業が今後永久的にうまく進めていくように、また町民に安心・安全な供給ができるような委員会という形で設置をしております。その中において、主には料金の問題とか、今後の水事業と

ということに対して諮問を受けているところであります。

地区水道に関しましては、今課長の答弁にもありましたように、全般的にこの中に全部入っているというわけではありません。この中で、地区水道はどうしましょうかということが出てきたときにお話があるという状況にあります。

○10番（田上 忍君） 何か、地区水道は除外されている感じがして、やはり町長としては町全体のことを考えてほしいなと思います。今後、何かそういうふうに水を供給しているところの全部について、やはりこれからどうやって水を供給しなければいけないか、そういうのはやはり考えてほしい。考える委員会というか、そういう部署があってしかるべきではないかと思いますので、その辺は今後考えてほしいなと思うところです。

それと、この委員会自体が令和元年度に1回、令和2年度に1回と、たった1回ずつです。たった1回で何するんですか。町長どうなんですか。

○町長（藤木正幸君） 年に1回という形で、水道料金の改定の問題もありますし、現状、水道の配置それと現状把握という形で委員の方々に諮問しているところであります。その中から意見が出てきたことに対しまして、また私たちが考えていくという形になっています。

○10番（田上 忍君） 意見が出てきたことに対して考えていくということですけど、執行部からもいろいろこういうことを考えてくださいとか、提案もいるかなと思います。こういう委員会はもっと開催して、昭和43年に水道事業は始まったと、そこに布設されているということなので、かなり老朽化もしております。その辺も、これからは考えていってほしいなと思うところです。

次ですけど、今言っていますが、安心・安全な水を提供するに対して、町はどう考えているのか。これは、さっきから言っています、老朽化している施設に対して、今後どのような準備を町は今考えているのかについて、質問します。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

水道事業では、現在本町が保有する水道施設は、水源地施設10カ所、配水池28カ所、水道管路約200キロ、ほかに加圧施設及び減圧施設等があります。大規模な更新ピークを迎えつつある今、水道施設の計画的な更新が最重要な喫緊の課題となっております。アセットマネジメント指標も導入し、計画的・効率的な水道施設の改築、更新、維持管理、運営、資金確保方策を進めるため、基本計画と併せて更新計画を策定し、随時更新してまいります。

加えて、使用監視による配水利用を分析し、系統エリア前の漏水調査を計画的に行い、有収水量の向上にも努めてまいります。

○10番（田上 忍君） 今の答弁の中で、更新計画を策定しとありましたが、これは具体的に更新計画というのはあるのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） 更新計画については、現在策定中であります。

○10番（田上 忍君） だから、策定中ということは、まだないということですね。

○環境保全課長（緒方良成君） はい、今策定中で、来年までには作る計画です。

○10番（田上 忍君） わかりました。来年までに作るということで、またこれについては今後質問していきたいと思います。

この更新計画について、長い目で見て、10年後、20年後、その辺を見据えながら、今後はこの水道設備について、町長はどのように考えられているかについて、お尋ねします。

○町長（藤木正幸君） 長年にわたって町の水道事業が行われてきたわけでありまして。また、今一番問題になるのが耐震管に替えるということも1つになります。その中において、よりよい水の供給ができるように、計画的にしていかなければいけないという観点から、今策定しておりますので、その結果を踏まえながら、いち早くこういった耐震管に替えること。水道地域に関しまして、供給がうまく進むように頑張りたいと思います。

○10番（田上 忍君） これについては、計画が出てから、また質問したいと思います。

この安心・安全な水の供給というところで、先ほど水質検査も毎月やっているということで答弁されました。この検査ですけれども、以前、たしか木倉小学校がさびが入った水が出る、水道が出るということで改修があったと思うんですけど、ほかの学校についてはこのあたり、子供たちへの水の提供、この辺は問題ないのでしょうか。検査はしていますか。

○学校教育課長（西本和美君） 学校においては、飲料水及びプールの水の水質検査を行っております。木倉小学校以外では特に問題点は指摘されておりません。

○10番（田上 忍君） ということは、学校でも定期的にやっている。こういうのは1カ月置きぐらいにやっているのですか。

○学校教育課長（西本和美君） 手元に資料がありませんので、回数についてはわかりませんが、学校薬剤師の方が責任を持って水質を管理していただいております。

○10番（田上 忍君） では、どれくらいの頻度でやっているか、これは後でいいので、教え

てもらいたいと思います。議会中にお願いします。

それからあと、地区水道も検査をやっているということで聞いておりますが、地区水道の検査というのはいつ頃、これは町がやっているということでよろしいですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

地区水道につきましては、町で行いました。今年度は2月24日に実施をしております。

○10番（田上 忍君） 上水道は毎月検査をやっている。でも、地区水道は年に1回ということですか。

○環境保全課長（緒方良成君） これは、毎年ということではありませんが、地区によって、粒麦と馬立は平成30年に行って、今回が令和2年度に行ったというものであります。毎年ではありません。

○10番（田上 忍君） では、これは町長に聞きますけれど、安心・安全な水を供給するというので、今、毎年は検査やってない、これでいいと思うんですか。

○町長（藤木正幸君） 地区水道に関しましては、県の検査があっております。県の保健所と地区の代表の方が話をされています。町としては、今あっているように、不定期に行っているところでありまして、やはり、安心・安全にはもう少し増やしてもいいかなという感覚を今思っていますので、話ししていきたいと思います。

○10番（田上 忍君） はい。ぜひそれは実行に移してほしいと思います。

そうしますと、あと、さっき町長に10年後、20年後のことということで聞いたのですが、将来的に見て、この水道事業を民営化とか、そういう考えはどうでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 嬉しい意見なんですけれども、できれば民営化に持っていききたいという考えは、私自身は持っています。しかしながら、地域の方々と話を進めていかなければいけない問題でありますので、十分に引き取っていただければ、上下水道を引き取って、民営化にしたいという考えは、私自身は持っております。

○10番（田上 忍君） 今後の社会情勢を見ながら、その辺も頭の片隅にでも入れていてほしいなと思います。

では、水関係については、以上で、次の質問に移らさせていただきます。次は、不法投棄についてということで、質問いたします。

先月の議会でも農道関係に不法投棄されたものがあつたと。今年の議会をずっと見ましても何度か出ております。今後、この不法投棄をなくすにはどうしたらいいか、これにつ

いてやはり考えていかなければいけないのではないかと思いますので、これについて質問いたします。

○町長（藤木正幸君） 2の不法投棄について、お答えをいたします。

不法投棄とは、家庭ごみ、家具、家電等の粗大ごみの一般廃棄物や事業活動で発生した産業廃棄物を山林、河川、道路など、人目の届かない場所や土地の所有者が特定しにくい場所に捨てている行為であります。これらの廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止され、厳しい罰則が適用されています。本町は多くの山林や河川など豊かな自然に恵まれています。近年は道路や河川、山林などにごみを捨てる不法投棄が目立っています。この美しい景観、豊かな自然を次世代に引き継ぐためにも、不法投棄はしない、させないための監視パトロールや啓発看板設置、環境学習等による不法投棄防止の対策を講じていきます。

行政、住民、事業者が一体として環境美化に努めることが重要であります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○10番（田上 忍君） この不法投棄、議案書で結構予算が出ていました。過去3年間の不法投棄の現状というのはどうなっているか。これは各担当課ごとに教えてもらいたいと思います。件数と金額がわかればお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） 環境保全課についてお答えします。

平成29年に4件、金額にして2万5,928円です。平成30年が15件、7万2,608円、令和元年が23件、5万4,046円です。内容としましては、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、タイヤ、バッテリーなどが投棄されておりました。

○建設課長（野口壮一君） 建設課から、町道敷地内での不法投棄については、平成29年から令和元年度までの過去3年間においては不法投棄の実績はありませんでした。道路際へのポイ捨てなどについてはところどころで散見されておりますが、それは道路パトロールのときに職員で拾ったりして処理をしているという現状であります。

○農業振興課長（井上辰弥君） 農業振興課からお答えします。

平成29年度が1件、8万3,160円、平成30年度は実績はありません。平成31年度は1件、6,300円です。主なものは、解体くず、冷蔵庫、ガラスくず、一般ごみとなっております。軽微なものにつきましては、農業振興課で対応しております。

○復興課長（島田誠也君） 町営住宅関係でお答えいたします。

平成29年度は実績はございません。平成30年度も実績がございません。令和元年度2件の実績がございます。金額にしまして26万280円です。廃棄されていたものとしては、エアコン室外機各1台、洗濯機2台、便器が1台、廃プラスチック関係と空き缶・空き瓶、衣類、傘などとなっています。

○10番（田上 忍君） 今、ざっくりと件数を見ると増えていっている、件数的には増えていっているかなと感じました。この不法投棄の対策としては、これは各課ごとに考えられているのですか。それとも町全体と考えられているのですか。もし各課ごとに考えられているのであれば、各課ごとに答弁をお願いします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

各課ごとの対応ということになります。環境保全課としましては、啓発看板の設置、広報紙による啓発活動、監視パトロール等を実施しているところです。

○建設課長（野口壮一君） 建設課では、定期的な道路パトロールを行っております。このパトロールと併せて、人目につきにくい路線を含めて、巡回パトロールを行っているという状況です。必要に応じ看板等の設置も行っている状況にあります。

○農業振興課長（井上辰弥君） 農業振興課では、不法投棄箇所への侵入防止対策としまして、ロープを張っておったり道路パトロール時に併せて不法投棄状況の確認を行っております。

○復興課長（島田誠也君） 町営住宅関係につきましては、草刈り、清掃等を行い、捨てにくい環境づくりを行っております。また、解体後の入居者のいない団地等につきましては、団地入り口にバリケードを行い、関係者以外が出入りできないような対応をしております。また看板の設置、またパトロール等を随時行っております。

○10番（田上 忍君） 対策ということで、今、お聞きしました。今こうやっっているいろいろ各課で対策をやっておられますけれども、要は聞いていると、結局捨てられたかどうかの、その後のパトロールが中心かなと感じたところですけども、これを未然に防ぐにはどういうふう考えられているか。どうしたらいいか、その辺の考えがあれば教えてください。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

これは重複いたしますが、看板の設置、広報活動、監視パトロール以外に、通常では粗大ごみとして収集できないごみの収集を年2回実施しております。年々件数は増えている状況ではあります。また小学生を対象とした環境教室を実施しております。年少期から環境問題への共通理解を図っているところです。郵便局との包括協定に基づいて、集配業務

の中で監視活動も行っているところです。

○建設課長（野口壮一君） 道路敷内恒常化する不法投棄箇所があれば、保健所、警察、町の環境保全課と連携しながら、巡回パトロールの強化を図っていくものが考えられます。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

不法投棄につきましては、恐らく夜がほとんど多いのではなかろうかと思って、難しい部分はありますけれども、やれるところということで、注意看板等の設置を行っております。

○復興課長（島田誠也君） 町営住宅の場合、これまで不法投棄の例を見ますと、人目のつかない場所や草の生い茂った場所に捨てられていることが多いため、草刈り、清掃活動を住民の方と協力しながら、ごみの捨てにくい環境を保つことが大事だと考えております。また、住民同士の監視の目というか、そういったものを御協力いただきながら対応していきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 町営住宅についてはよくわかりました。やはり草刈りとか、そういうのはやはり重要かなと思います。見晴らしがよければ、そこら辺はなかなか捨てにくいというか、持っていきにくいですね。

あと、ほかのことも大体聞きましたが、それぞれの課で何か同じようなことをやられているように感じたところです。

ちょっとそれは置いておいて、まず、現状として、軍見坂にごみが捨てられていて、昨日見てきたんですが、看板も立てられています、黄色い看板。誰が立てたのかというと、御船町役場と警察署ということで立てられて、何枚も立てられていました。この辺は何か、どうにかならないもののでしょうか。これは、軍見坂の道路の脇ということですけど、これは担当課はどこになるのですか。その担当課長がお答えいただければと思います。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

軍見坂で、県道沿いにはなりますが、この件につきましては、今現在、町と保健所、それから上益城振興局の土木部、御船警察署、土地の所有者の方と立ち会いを行って、処分については現在協議を進めているところです。

○10番（田上 忍君） 今言われたのは土地の所有者、だから、その土地の持ち主がわかるところはそれで対応が今進んでいるということで、わかりました。ただ、その土地以外に道路の脇にもいっぱい捨てられています。そして看板も立っています。そしてちょっと上っ

たところのカーブのところ、そのカーブミラーの下にも、また新たに捨てられているのです。こういうのはどうなるのでしょうか。どのように対応されていますか。

○環境保全課長（緒方良成君） 新たに捨てられたというところはまだ把握はしておりませんが、新たなところになると、またその土地の所有者を調査しまして、誰の土地なのかということが前提になりますので、それで本人の所有なのか、それとも捨てられたのかということで、今後処分、撤去について、また関係、保健所、所有者、町と協議を行っていくというものであります。

○10番（田上 忍君） 今私が聞いたのは、道路の脇、要するにその県道沿いの、アスファルトからちょっと出たところですけど、そこについてもやはり、その所有者に確認ということになるのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

誰の土地かというのが重要になってまいりますので、その土地の所有、所在をまず確認をするということが重要になってまいります。

○10番（田上 忍君） 難しい判断があるかと思えます。明らかに見てごみだと思っても、もしかしたらそれは置いているよと言われるかもしれないですね。何か厳しいところがあるのではないかと思うのですけれども。とにかく我々が今通って軍見坂は、要するに木倉なんですよね。よく言われるんですよ、「軍見坂をいつも通っていてどう思うか」と、やはり言われるのですよ。何とか、あそこのごみというか、ごみとっていいのかわからないのですが、何年も今のような状態なんです。早く何とかきれいにしてほしいなと思いますので、大変だとは思いますが、いろいろな団体と協議しながら進めていってほしいと思いますが、いかがですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

ごみのポイ捨てになりますけれど、これは、町の職員もパトロールの中で、回収とか、拾うところは拾って、道路管理者である、県道の場合は県にそういう旨を伝えて、こういう状況ですというのは伝えて、その状況改善には努めていただけるようには、これは協議を行っていきたいとは思っています。

○10番（田上 忍君） あそこは本当に県道沿いですから、恐らく町長にもこういうのが来ているんじゃないかと思うのですけれど、町長、どう思われますか。

○町長（藤木正幸君） あそこはまだ私が民間にいたときからいろいろと問題が上がってきて、

またあそこで火災も発生したということも承知しております。どうしても、土地の所有者との協議というのが一番問題になってくると思っていますので、県または所有者とお話をしてみたいと思います。

○10番（田上 忍君） 次に行きます。あと、不法投棄という意味合いの中で、個人の土地に産業廃棄物と思われるものが捨てられている。これはやはり不法投棄という扱いになるのでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

産業廃棄物、一般廃棄物にかかわらず個人の土地であっても廃棄物を埋めることは不法投棄となり、法律では禁止されています。

○10番（田上 忍君） わかりました。あと、先ほどの対策ということで聞いた中では、どの課でも看板設置ということでありました。それとパトロールということもありました。これについて、各課で今対応されているんですけど、何か、各課を縦断的というか、町全体でごみ不法投棄係とか、そういうのを作って、何かそれだけのために1つ課を作れとか係を作れとかそういった意味ではないんですけども、そういう何かグループというのを、こういうのを作って横断的にみんなで一緒に今日はやろうよとか、そういう考えはありませんか。これは総務課長に聞いた方がいいですか、町長がいいですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、ごみの不法投棄の問題ということで、これは町全体の課題として今とらえているところであります。町の自然を守る、環境を守るということで重要な課題だとは思っております。ただ、各施設の管理につきましては、その管理者というものがおりますので、基本的にはその管理者がまず対応していくことになるかと思えます。

その中で、やはりこの問題解決につきましては、行政、住民の方また関係機関あたりが連携をしていく必要があると考えています。今後は、やはり情報の共有であったり連絡体制をさらに強化していくということで、まずそういったところから取り組んでいきたいと考えています。

○10番（田上 忍君） 不法投棄というと、つい私たちは環境保全係、環境保全課かなと思ってしまいます。それで、いろいろ予算を見ると、建設課があったり農業振興課だったりとあります。ですから環境保全課も限られた人数だと思いますから、これは町全体で協力しながらやってほしいと思っています。

町長、どうですか。

○町長（藤木正幸君） 管理は管理で仕方がないと思いますが、横の連絡、これは密にとってまいりたいと思います。

○10番（田上 忍君） はい。ではもう1つだけ、あとは吉無田方面の道路、これから観光客がいっぱい来ます。そして、現状ですけど、あの道路にやはり弁当を食べた後のごみだとか、お菓子とか缶とか、そういうのが結構捨てられているとです。もうちょっと歩けばごみ袋にいっぱいになるということで、今地元の方は言われております。これに対して認識はされていますか。これは、誰に聞いたらいいですか。

○建設課長（野口壮一君） 町道の津ヶ峰浅の藪線、上田代線を経て吉無田のほうに上っていくわけですけど、私もあそこを行き来するとき、最近特にポイ捨てが見受けられるというものは確認をしております。先ほども答弁しましたとおり、職員で道路パトロールをするときに、そういうポイ捨てごみについては適時拾って処理をしているというような現状であります。

○10番（田上 忍君） 今、地元の方も何かそうやって見回るといふか、通過したときには結構ごみを拾われているようです。何らかの対策をしなければいかんかなと思うんですけど。例えばこの吉無田地域、町の一番の財産かなと私は思っています。これをそういう、よいものにしていくために、そういうごみ捨てのポイ捨て禁止とか、何かそういう条例とかは作れないのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

条例を作るといふのは、ここでは申し上げられませんが、そもそもポイ捨てという行為自体が、これは不法投棄になりますし、これは犯罪になります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中でも、それは5年以下の懲役又は1,000万円の罰金と規定もされておりますので、町独自で作るとなると、いろいろな団体、そういうところと協議を十分重ねて、制定とかそういうのには取り組んではいきたいとは考えております。

○10番（田上 忍君） 吉無田については、町長もいっぱい思い入れがあって、町の一番の財産と思われていると思います。町長の考えも聞かせてください。

○町長（藤木正幸君） 本当に、地域にとってごみが捨てられるというのは歯がゆい思いでございます。これからも、各町職員一丸となって、やはり町民力を挙げてあそこを守らなければいけないと思っていますので、いろいろな形で啓蒙活動それと対策は考えてもらいたいと

思います。

○10番（田上 忍君） いろいろ今日は聞きました。前向きに、これから町がよくなるために、とにかく御船町にはごみはないよということで進めていってもらえたら、私はありがたいなと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○学校教育課長（西本和美君） 先ほどの水質検査についてですけれども、学校で年に2回ずつ、飲料水2回、プールの水を2回ということで検査を行っております。

木倉小学校につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように心配な点があったのですが、再検査の結果問題がないということで、その後は、その問題はないというところで使用しております。

○10番（田上 忍君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより11時05分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○5番（田上英司君） 議席番号5番、田上英司です。

まず、新型コロナウイルス感染防止対策について予防接種等業務をなさっておられます執行部の方々に対して敬意と感謝を申し上げたいと思います。

提言ですが、昨日午前中でしたか、防災行政無線で御船町から女性の声で、住民税、県民税それから健康保険、それは3月15日、今日まで、明日までですよという放送があったものだから、住民がちょっとパニックって、これはこの御時世に4月まで延びたんではなかろうかということです。日曜日にです。でも確認する手段がない。今朝一番に税務署に確認しましたら間に合わない方は4月15日までに税務署で対応しますということでした。あと一言付け加えていただければよかったなあと思いました。

それでは、質問の趣旨に入ります。昨年12月一般質問で竹バイオマス事業の原点（その

1)と題して、御船町と竹とのかかわり合いについて、事業の狙いとか交付金の流れとか、交付金の返還とかの質問をして、事業の概略を少し認識できました。私の原点のこの質問は論点整理のための検証の1つであります。前回は申しましたけれども、対立も民主主義の必要なんです。民意は時の流れによって変わります。そして行政を左右するというところで、この論点整理は正義と悪を論じるものではありません。その証拠に、この事業の成功を町も国も住民の方々も望んでおられたということが少しわかってまいりました。町の発展、住民の幸せを祈るという気持ちは誰しも同じことではないかと思っております。

この質問、その後については質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の竹バイオマス事業の原点について（その2）について、お答えをいたします。

竹バイオマス事業の原点につきましては、前回の質問でもお答えしましたが、当時町では放置竹林による里山の荒廃防止と再生を目的として、竹バイオマス事業について検討されたことが原点と考えています。この背景には、町土の約8割を占める中山間地域において、高齢化の進行による竹林の管理が課題となり、竹林の荒廃が急速に進んでいる状況にあったと認識はしております。この課題を解決するため、竹林を資源とした利活用、放置竹林の災害対策と森林保全、中山間地域活性化の雇用対策と定住促進の必要性についてバイオマス事業が検討され、平成19年12月に住環境型社会の形成を目的に御船町バイオマスタウン構想が作成されました。

その他、個別質問については、担当課長より説明させます。

○5番（田上英司君） それでは個別質問に入ります。2回目ですので、ある程度詳しい名称とかそういうものを簡単に略して申し上げたいと思います。

当時の事業会社は、平成22年の春の創業開始を目標に、2年前の平成20年秋に国の交付金事業として申請をされて、同年の12月に交付決定を受けて、このときは、前回もお話ししましたが、事業主体は御船町資源開発株式会社、計画主体が御船町だったのです。そして、資金計画は全体事業費として約20億円、この20億円の内訳は国からの補助金が約10億円、残りは自己資金としての政府系金融機関からの融資ということだったということで、事業に着手をされております。

ところが、政府系金融機関プラス当時の肥後銀行からの融資が受けられなかったということがあったために、これが大きな原因として、この事業会社が倒産した、頓挫したとい

うことに間違いはないでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

当時、竹バイオマス事業は、御船竹資源開発株式会社が事業主体となって平成20年から21年度の2カ年で工場建設、突板・竹綿生産設備、エネルギー設備など総額約20億5,000万円の事業計画でありました。このうち事業費の半分は国からの交付金として、残りを日本政策金融公庫などから融資を受ける計画でもありました。しかし、御船竹資源開発株式会社が日本政策金融公庫などからの融資を断られ、自己資金が調達できなかったことから、平成22年2月9日に補助事業継続を断念いたしております。

以上のことから、御船竹資源開発株式会社が金融機関から融資による自己資金を調達できなかったことが原因となります。

○5番（田上英司君） そういうことになろうかと思いますが、会社が自己資金を確保できないこういう状況の中で、さっき言いました計画主体である町はその状況を解決しなければいかんということで、平成22年1月15日、約3,000万円の資本計画を議会に上程をされて、当時賛成多数で可決されておりますが、しかしながら、交付金事業として継続する手続の期限が目前に迫って、町は平成22年2月15日に事業を断念されているということで、しかし、そうした中でも、会社は交付金事業に頼らず、民間ベースでも事業継続を望んでいた節が見られますが、そのとおりであったのかどうか、確認をしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

平成21年2月16日に御船竹資源開発株式会社は日本政策金融公庫から融資のお断りがあって以降、資金提供の協力を求めて事業継続を望んでいたことは事実であります。しかし、翌年平成22年2月9日に御船竹資源開発株式会社は町に対して書面で事業を断念の意向が伝えられております。町はこの意向を受けて、2月15日付けで町民に対して事業断念の意向を伝え、18日に九州農政局に対しまして地域バイオマス利活用交付金事業実施計画の中止協議の申入れを行っております。

○5番（田上英司君） 断念せざるを得ないということになったのですが、こうした流れの中で、住民の方々の動きも出ておったようです。平成22年4月20日付けで里山の再生と中山間地域の活性化のための事業継続、本事業の成功、それと放置竹林の整備、それと先ほど町長の答弁にございましたように、雇用の促進・創出といった、竹を使った循環型社会です、循環型社会というと持続的に継続可能な社会、ずっと将来的にも継続していく社会の

構築に向けた、この竹バイオマス事業だったということなのですが。この地域振興対策について、住民の動きも見え始めたというのは、山間地区の当時の嘱託員約32名の方々の嘆願書、ぜひとも、どやんか頑張ってくれんですかという嘆願書が出されていると思いますが、御覧になられたか、その嘆願書の処理はどうされたか、お尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

当時嘱託員から町に対しまして嘆願書が提出されたことは把握しております。具体的には、平成22年4月20日付けで水越、上野、七滝、田代西部地区の山間地域の嘱託員の連名で、元町長あてに提出されたものであります。

嘆願書は、竹バイオマス事業継続による里山の再生と中山間地域の活性化を期待する内容が記載されておりました。公文書として受け付けております。しかし、既に同年2月9日に御船竹資源開発株式会社から町に対しまして、書面で事業断念の意向が伝えられており、対応までには至っておりません。

○5番（田上英司君） 同じようなことですが、加えて同じ平成22年4月にも、後の特定非営利活動法人の熊本環境資源ネットワークというところからも、この事業に対する再生というか、頑張してほしいという、要するに再生ターニングポイントと言われるようなことで、このネットワークも期待し喜んでおられたということで、嘆願書に類するような文書が出されたということを聞いておりますが、間違いはないですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

当時、特定非営利活動法人熊本環境資源ネットワークと御船竹振興会の連名で町に対しまして書面が提出されたことは把握しております。書面は平成22年4月19日付けで元町長あてに提出されたものであります。竹バイオマス事業が具現化することを望む意見が記載されておまして、公文書としてこれも受け付けております。

しかし、先ほど申しましたように既に同年2月9日に御船竹資源開発株式会社は町に対しまして書面で事業断念の意向が伝えられておりましたので、嘆願書と同様に対応までには至っておりません。

○5番（田上英司君） そうこうしながら、会社は倒産、頓挫したわけですが、平成22年11月29日に再度、私どもは当時傍聴に来ておりましたが、交付金を国に返還しようということが真剣に協議された後、賛成多数ということで可決されております。そして翌年平成23年1月31日付けで2億9,273万3,000円というお金を国に返還されておりますが、自主返還で

す。この財源はどちらから出ておりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

国への補助金、約3億円の自主返還の財源につきましては、財政調整基金を取り崩して充てております。

○5番（田上英司君） 自主返還されたということですが、そしていろいろな民事裁判等が進行していく流れになるのですが、平成26年10月27日に熊本地裁による住民訴訟の一審判決が出ました。そして平成26年11月に議会において補正予算として、これは福岡高裁に控訴するというので、約441万円の控訴手続のお金を出してされておりますが、1回目の口頭弁論は福岡高裁であって、平成27年の8月31日に2回目の口頭弁論をしますよということまでは至っていたようですが、その間に公訴取り下げということになりました。要するに、2回目の口頭弁論の審議未了のまま終わっております。この441万円、控訴するために町が出された、この行方はどうなったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

住民訴訟の控訴費用につきましては、平成26年11月会議の一般会計補正予算で委託料として440万3,000円を上程し、議決されております。議決を経て弁護士と委任契約を締結しまして、控訴審の着手金と口頭弁論の費用として437万3,880円を支出しております。住民訴訟の控訴審は、結果として取り下げを行いました。当時多くの住民は竹バイオマス事業の早期終息を望んでおります。住民対町という構図を一日も早く解決する観点から、控訴審が本格化していない時期に区切りを付ける必要があったことから、無駄遣いではなく、適切な判断による支出だったと考えております。

○5番（田上英司君） 私は、これは控訴審費用だから無駄遣いという認識は全くありません。これは法的に必要なものです。公的に使われるべきお金でございます。今、縷々詳しい答弁をいただいたのですが、その部分で多くの住民がこの控訴審取り下げを望んでいるということをお答えされました。これは、現町長が1回目の選挙公約として控訴を取り下げておられます。そして、その選挙公約としての文書化はしてないという御答弁を以前いただきました。

当時の住民訴訟団が117名ぐらいおられたと思うのですが、いわゆる竹ん子の会という吉井代表率いる住民訴訟団の控訴取り下げの希望を、そのまま文書化せずに受け入れられていたのではないかと思います。それがよかった悪かったという問題ではないですよ。1

つの検証でございますから。そういう一連の流れの中で、そのまま受け入れられていたのではないかと思います、いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

住民訴訟における控訴取り下げ理由につきましては、平成27年4月の統一地方選挙におきまして、町民の付託を受けた藤木町長が町政の舵取り役となり、3名の新人議員を含む14名の町議会議員が誕生しております。控訴時点とは状況も変化しております。当時多くの町民は竹バイオマス事業の早期修復を望んでおり、住民対町という構図を一日も早く解決するため、町的意思として控訴を取り下げしております。

○5番（田上英司君） 素晴らしい答弁でございまして、一方、私よりも一歩二歩前進した答弁をいただいて助かっております。それにも関連して、次の質問ができます。非常にやりやすい質問ができます。

現町長は町と住民が対立する構造を解消したいということで、新聞紙上にコメントを当時出されておられまして、そして、今御答弁の中にありましたように、もう首長も替わった、3名の新人議員も誕生した。控訴時点とは違うということをおっしゃられて取り下げられるんですが、控訴を取り下げられるときに、竹バイオマスの先ほど事業目的を御説明いただきましたが、事業の内容について吟味されていたのか、お尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

当時住民対町という構図を一日も早く解決するために控訴取り下げを行っており、事業内容は住民訴訟の司法判決で次のように言い渡されております。「金融機関等からの融資を受けたことが極めて困難な状況であったにもかかわらず、さしたる調査もせず、個人からの融資を受けることができると轻信して支出した、極めて軽率な対応であったと評価せざるを得ない」などと指摘されていることを認識しております。

○5番（田上英司君） それは裁判の判決でございますね。裁判の判決については、今の立場、この地方行政において縷々言うべきことではないし、また言う資格もないと我々は思っております。取り下げられるときに、これは思い起こしていただきたいと思いますが、平成27年8月6日に、元町長の山本氏の顧問弁護士、森本耕司氏からの、「ここは高裁、もう取り下げんでくれませんか」という意見書が出されておると思いますが、この意見書の当時の取り扱いについてお尋ねしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

当時、元町長の代理弁護士から町に対しまして要望書が提出されたことは把握しております。要望書は、平成27年8月6日付けで、藤木町長あてに提出されたものであり、控訴審の取り下げを行わず、最後まで裁判所の判断を望む意見が記載されており、公文書としてこれも受け付けしております。

しかし、当時多くの町民は、竹バイオマス事業の早期終息を望んでおり、住民対町という構図を一日も早く解決するために町的意思として控訴を取り下げしております。本件の意見書につきましては、平成27年8月会議で控訴取り下げについて議会の同意を得ていますので、当時説明は行われているものと認識しております。

○5番（田上英司君） 当時の控訴取り下げをされました現町長の理由書にこういう文言があります。「ところが金融機関からの融資がもくろみどおりに実行されず、資金調達が困難になった」という表現が記載されております。これは誰のもくろみだったのか。現町長のもくろみとなれば、竹ん子の会という集団と同様に、以前からこの事業を否定していた、反対していたということにもつながりはせんだろうかなということで、控訴取り下げは取り下げで議会に諮って採決された上での取り消しですから、その流れとしては言うところはありませんが、取り下げの原点ということは、事業の否定ではなかったのかと勘ぐられてもやむを得ないのではないかと思うのですが、いかがですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

本件は、住民訴訟の控訴取り下げにかかります理由書のことです。御船竹資源開発株式会社が金融機関からの融資がもくろみどおり実行されず、資金調達が困難となり、事業継続が困難となったことを意味する一文であります。そのため、控訴取り下げの原点については、住民対町の構図となっている住民訴訟を一日も早く終結させることですので、事業否定ではございません。

○5番（田上英司君） これはさっき言いましたように、事業否定と勘ぐられる文言ではないかと思ったわけですが。それでは、本当この裁判の結果を見るまでには、一審、二審、最高裁ということで長年、これに対して、我々行政における人間が言う立場ではありませんが、これまでにこの一連の裁判について、先ほどのように手続のための費用等が嵩んできていると思いますが、まず1つ目、最初の住民訴訟に対して、その当時は町対竹ん子の会住民訴訟団という裁判が行われていたんですが、当時町が出された弁護士費用につ

いては幾らぐらいだったのでしょうか。アバウトでいいです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

住民訴訟に対して町側の弁護士費用は約1,300万円です。

○5番（田上英司君） 次に、同じく裁判費用についてお尋ねしますが、一審で町が住民訴訟の敗訴をしたわけです。取り下げた後、原告団に支払われた金額、これは法律的に支払って当然いいわけですがけれども、どのくらいだったのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

住民訴訟の控訴取り下げ後支払った金額は約450万円となります。

○5番（田上英司君） 3つ目も裁判費用についてお尋ねいたします。今度は控訴を取り下げられた後、町対元町長の裁判になったんですが、そして最終的には最高裁まで行きました。この最高裁まで行った、この裁判、3つ目の裁判の裁判費用は大体幾らかかったのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

損害賠償請求訴訟での一審から控訴審までの裁判費用につきましては、約1,200万円となります。

○5番（田上英司君） かなり裁判になりますと、金額が金額ですから、民事裁判といえども、弁護士の成功報酬等も含めて費用がかかるものだという認識はしております。

そこで、質問も終わりに近づいてきましたが、まず、会社が頓挫して、いわゆる交付金として約3億円の回収は不可能と判断されて、町は債権放棄の措置をとられております。これも議会で諮られて正式な手続の上なされておるんですが、住民感情はちょっと違うんですね、ここが。町に被害が発生されたとされる3億円という原資、これはもう会社が金もないから回収できないからということで放棄した、といいながらも、元の山本氏には約1億円の損害賠償を求め続けられている。ここなんですよ。この矛盾性、整合性がないのではないかなということで、疑問に思っている方がいらっしゃるということです。これを十分に納得するような理由をつけていただければと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町は、竹バイオマス事業で生じた損害額約3億円については、御船竹資源開発株式会社に対しまして債権回収を行いました。御船竹資源開発株式会社が破産手続決定に至ったため、債権回収が見込めないことから、債権放棄の議決を経て、不納欠損処分を行っております。しかし、元町長への債権約1億円については、住民訴訟及び損害賠償請求訴訟の

判決に基づいて請求を行う必要があります。

○5番（田上英司君） それでは、これは元山本氏に対しても失礼な言い方になろうかと思いますが、この問題が住民感情対立の要因の1つということは冒頭申しましたが、仮に元山本氏は破産宣告をしたと。誰しもが1億円を右から左へと出せと言うても出しきるものはおらんとするのですが、そうした場合に、仮にですよ、これは本当に失礼な言い方ですが、破産宣告をされた場合、会社同様債権放棄の手続をとられる考えはありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは仮という形で、私ではなかなか回答はできませんので控えさせていただきたいと思います。

○5番（田上英司君） 当然ですね。たればの世界は答弁は難しいし、ましてや、失礼なことになろうかと思えます。

それでは、今、藤木町政になりまして6年が経過しようとしておりますが、放置竹林対策について以前質問もさせてもらいましたが、現状計画はないという当時の回答でした。放置竹林は動植物の繁殖にもつながっているという報道もなされておりますし、地域においては高齢化も進んでいる。真剣に地域住民のことを考えると、何らかの放置竹林対策を、一遍にはできなくても、少しずつ手を打つ必要はあろうかと思うのですが、今後の放置竹林対策について、今やっているのか、計画はあるのか、計画がなければ今後計画を早急に作って対応していきたいということをお尋ねしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

本町では、現在国庫事業の森林・山村多面的機能発揮事業に取り組んでおられます団体が6団体、それと県の単独事業の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業に取り組んでおられます団体が2団体あります。活動の整備面積としましては、来年度16ヘクタールの整備に当たられております。また町内の荒廃竹林の整備に取り組んでおられます個人、竹粉碎機等を使った整備に当たられている団体等があることも把握しております。今後も、荒廃竹林の整備に取り組まれます地域の団体、民間団体の活動に対して継続的に支援を行っていきたいと考えております。

○5番（田上英司君） できることから少しずつ計画を立ててやっていただければ、住民に対して、町もこれだけ頑張っているんだという姿勢を見せることができるのではないかと思います。

当時、縷々お尋ねしてまいりましたが、町は懸命に放置竹林対策に一丸となり住民のため、町の活性化のためにということで事業成功を望んで鋭意努力されてこられたことは多くの住民の方々も評価しておるんです。それは失敗したというだけであって、望んでいる、期待していたんです。

今後とも、心から平和で発展する町となるように祈念しておるところであります。

私の質問もそろそろ終わりです。

終わりに副町長、教育長におかれましては、本当に我々の質問に対して真摯に御答弁をこれまで賜りましてありがとうございました。心から感謝と御礼を申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで午後1時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより午後1時まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第17号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第2、報告第17号、「専決処分の報告について」を議題とします。質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今回、運搬費ということで上がっておりますけれども、これのおおよその量というか、トラック何台分とか、そういうのはわかるのでしょうか。そして、それぞれの金額を教えてください。（1）と（2）の。

○建設課長（野口壮一君） 今回、アスファルト舗装の舗装圧が設計より厚かったということで、部分的にはオーバーレイの箇所があったということで、当初の設計数量と変更の数量との差が87立方メートル増えたということになっております。ダンプに換算はわからないんですけど、増として87立方メートルです。

それから、(1)の概算金額として76万6,000円です。(2)が16万3,000円という数値になっております。

○議長(池田浩二君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第18号 専決処分の報告について

○議長(池田浩二君) 日程第3、報告第18号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第19号 専決処分の報告について

○議長(池田浩二君) 日程第4、報告第19号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番(福永 啓君) この事業は、地方創生道整備交付金事業を利用した町の事業であると考えております。それで、今回変更内容が書いてあるのは、矢印反射板、侵入防護柵等について、設置指示を受けたことにより追加したとあります。これはそもそも町の事業でありまして、それに対して、県というのはどのような立場で、何か間違ったことは、別の地方公共団体ですから、それが町に対して指示をするということは何かその指示の根拠があるはずで、どのような立場でどのようなものに基づいて指示を受けられたのでしょうか。

○建設課長(野口壮一君) 本工事においても、いわゆる限られた時間の中で整備が求められた改良工事でありました。初期の段階で、道路管理者である熊本県との図面上での設計協議を踏まえて工事を進めてきました。最終、でき上がった前に、国道部分にかかる立ち会い、最終立ち会いを行っております。その中で、今回町で国道に中央分離帯の設置を新たにしております。また歩道を拡幅したり付加斜線を付けたりというものを国道部に行っております。

その最終立ち会いの中で、施工した町と後の管理者であります熊本県との立ち会いの指示と書いていますけど、協議の中で、町での対応を求められてきたというものであります。この対策を最終的に行った後に道路管理者である熊本県に引き渡しを行うというもので対応した次第であります。

○9番（福永 啓君） としますと、一番最初に、もちろんこれは、当初から県に引き渡す、国に引き渡す道路ですから、協議を進めながら設計も工事も行っていたと。その工事内容、協議内容については、町として何ら過誤のあるものではなかったと。ただ、一番最後において、「ああ、これはやっぱりやったほうがいいよね」ということで協議の結果、工事が追加されたという理解でよろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、福永議員が言われていましたように、最終協議の中で対応したということになります。

○9番（福永 啓君） この指示というところに私は非常に気になったんですよね。指示と書く以上は、他団体から指示を受けるということは、これは結構大したことなんですよ。やはり何か違法行為ですとか契約違反でなければ、指示はできないわけで。前回の一般質問でも申しましたが、何かそういう意識が残っているのでこういう書き方になったのではないかなと思います。ぜひ、今後そのあたりについては、正確な表記をお願いいたします。

○5番（田上英司君） この場所は、コストコの前の信号機のある交差点のところですね。はい。この交差点で、これは直接道路管理者は町ではないんですが、老婆心ながら申し上げますと、仮に御船インターから下りてきた車が、まずコストコ敷地内に入ります。今度はあれから出てきた車が、御船町のほうに左折して出るんです。今、私は毎日この道路を通るんですが、交通渋滞を起こしております。何でかな、何でかなと。この交差点の青信号にもかかわらず御船インターからの車が渋滞しているんです。あの交差点でUターンするんですよ、嘉島方面から来た車が。まともに信号交差点まで行って、敷地内を行って、そこから出ればいいのに、手前から行って出てきて、交差点でUターンするものですから、青信号で、向こうから対向車がどんどん来ますから、待たざるを得ない。2車線ありますが、ずーっと並んでいるとです。これは、今現在ですよ。これをUターン禁止の措置あたりを、これは道路管理者がすべきことなのですが、ちょっと参考までにお話し申し上げておきます。

○建設課長（野口壮一君） 私も行くたびにそういう事象があっているということは確認をし

ております。よく大型商店あたりで駐車場の敷地内に「熊本市方面はこちらですよ」というような誘導看板あたりも必要じゃないかなと考えております。その辺でうまくそういうものが解消されるように、事業者とも協議を行っていけばと考えております。

○議長（池田浩二君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第20号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第5、報告第20号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） この専決は耕作者からの要望で、水田横の駐車帯を4メートル延ばしたということで、2月28日に現地を見に行きました。広くなっておりますので、これで問題なく地権者の人も喜んでおります。進入停車ができると思います。ただ、その日に田んぼで作業をしていた人がいたんです。その人が、「もうごみば捨ててあるですばい」ということでした。それは、給油に来た人ではないかもしれんけれども、ですから、やはりそれは懸念されておりますので、午前中の一般質問で田上忍議員から不法投棄の問題提起がありましたけれども、いろいろ町としても対応策を考えておられますけれども、その方はポイ捨て禁止の看板でも立ててくれんならば困るですなということでしたので、そのことも、ぜひ御検討を。あの周辺は全部ですけどね、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

現在、町に要望等はまだ上がっておりません。ただ、まずは調査を行って、看板の設置が必要であれば、道路管理者と協議を行って対応を考えたいと思っております。

併せて、このポイ捨てにつきましては、コストコにも情報提供を行いまして、連携した対応をとっていきたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） これからはそういった事象が発生するかもしれませんので、事前に気をつけて。このことに関して、私は御船警察署にも電話しました。そしたら、「ああ、そうですか」と、4月1日以降は御船警察署もパトロールを強化しますという返事でしたので、

町もパトロールされますし、警察もパトロールを強化していただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 報告第21号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第6、報告第21号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第22号 専決処分の報告について

○議長（池田浩二君） 日程第7、報告第22号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） これについても、量とそれぞれの金額をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） まず、（1）番の増えたボリュームとして、アスファルトの増えた量が107立方メートルです。それから、金額ですけど、（1）が概算金額で160万円です。下の（2）が150万円ほどになっております。その他軽微な変更として31万9,000円ほどかかっております。

○10番（田上 忍君） 先ほども聞いて、さっきは87立方メートルで76万6,000円、今回は107立方メートルで160万円と、これはかなり金額が違うんですが、これは、この差は何かあるのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の受注額が2億3,000万円ということで、かなり経費の率が落ちております。その分で、ボリュームはこちらが多いんですけど、比較してみれば、この経費が落ちる分の金額で算出をしております。

○10番（田上 忍君） いや、今の説明はよくわからんとですけど。だから、単純に数学でいけば、87が76万6,000円だったんですよ。今度は107だったら、私が単純に考えたら100万円

以下ぐらいではないかなと思ったんですけど、そこを聞いたかったんですよ。だって、何で単価が違うんですかということを知りたいんです。

○建設課長(野口壮一君) 先ほどの報告の中で、請負額が6,700万円ほどの工事ということで、諸経費の率が、こちらが高いということになります。今の事案につきましては、請負額が2億3,000万円ということで、かなりこの諸経費の率が落ちるということになりますので、先ほど述べました107立方メートルで、概算で160万円ほどということになっております。

○10番(田上 忍君) 今のでも全然わからんとですけど。ほかの議員はわかるとるですかね。だから、単純に数学の計算ができんじゃないですか。単純に1立方メートル廃棄したら幾らという計算にはならんとですか。その1立方メートルには、何かそれぞれほかのが加わっているとですか。だから、どうしてこっちが、今審議している御専第6号のほうが単価が大きいのかというのが、私は理解できません。

○建設課長(野口壮一君) ちょっと時間をいただいて整理して、また報告をさせていただきます。すみません。

○議長(池田浩二君) お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(池田浩二君) 異議なしと認めます。1時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時17分 休 憩

午後1時30分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(池田浩二君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○町長(藤木正幸君) 先ほど田上議員から質問がございました。今精査しております。正確な数字を今はじいておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。報告ですので、後からまた報告をさせていただきたいと思いますので、審議の議案から進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第75号 工事請負変更契約の締結について

○議長(池田浩二君) 日程第8、議案第75号、「工事請負変更契約の締結について」を議題と

します。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第76号 工事請負変更契約の締結について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第76号、「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） この工事の変更内容を読みますと、簡単に言えば、この工事をするにあたり、ここにもう既に施設を造っているじゃないか。だったら、後々上げる工事費用、これは必要ないじゃないか。だから、得するので、今回変更しましたと読めるのですが、金額と変更の具体的メリット等がありますか。そしてそれは金額的にはお幾らぐらいか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 現在、四宮橋の上部桁を施工しております。施工する際に、今足場を組んで施工をしている状態です。今回、高欄手すりそれから伸縮継手を追加してするメリットとしまして、まず、今回の工事を1年で完了して、次にまた高欄手すり等と伸縮継手を設置するとなれば、また仮設の吊り足場が必要となります。その概算費用が約150万円ほどかかります。

それともう1つ、今回、これは矢形川の出水期を省いて施工しなければならないというものになりますので、管理者である熊本県との再協議をまた要してきます。非出水期の11

月以降でなければ、この高欄手すり等の施工ができないということで、今回、足場があるときに全部を施工してしまうことにより、経費面それから工期の短縮が得られるということから、今回追加施工をするものであります。

○9番(福永 啓君) 現金としては150万円程度これをするによって工費の節約ができる。プラス11月まで本来は待たなければいけなかったということですね。そうすると、6カ月とか半年程度の工期の短縮が図られたという理解でよろしいのでしょうか。

○建設課長(野口壮一君) 今、福永議員がおっしゃられたことで間違いありません。

○10番(田上 忍君) 今、四宮橋は上部工、着々と工事が進んでおります。今、実際の工事を見ますと、かなり高いんです。下のほうに細木さんの家があるんですが、そこからここに上るとき、かなり急な坂になると思うんですよ。多分車では上れんぐらいの坂になるんじゃないかと思っているんですが、これはどうされるんですか。

○建設課長(野口壮一君) 既存の四宮橋と今度新しく架け替える橋の高さの差が約1.4メートルほど高くなります。それに付随する取付道路を計画しているところです。今議員御指摘の、矢形川の右岸側のほうなんです、土地改良区とも現地の立ち会いをさせていただいて、実際にロープで取付道路の勾配等を出して、現地の立ち会いをいたしました。土地改良区からも少し急すぎるということで、勾配を緩めるために、取付道路をもう少し下流域に延ばしまして、勾配を緩やかにして農作業車が支障なく通行ができるような形で対応を行うということで考えております。

○10番(田上 忍君) それはわかりました。両方に勾配を緩くするということですね。

あと、今回の追加工事も含めて、また今度大型の工事車両が入ってきて、クレーン車とかも入ってきて、工事を今もやっています。これからももうちょっとあるかなと思うんですが、浄光寺側からの道路がやはり大型車が通ることによってかなり傷んできて、めくれ上がったりしています。この道路については、どう考えていますか。

○建設課長(野口壮一君) 実際、浄光寺側からの工事車両を進入させてもらっている中で、私も何回か通る中で、表層が傷んでいるというのは確認をしております。最終、令和4年度まで事業がかかります。既設の橋を取り崩すのが令和4年度までになります。その工事が終わった後に、今、この舗装が傷んでいるところ等の補修を最終的には行って、仕上げたいと考えております。

○10番(田上 忍君) 最終的にはきれいになるかと思うんですが。あと、途中途中も通行に

支障があるときにはパトロール等をしながらやってほしいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員御指摘のとおり、通常の通行に支障のない範囲で補修等を適宜行って対応したいと考えます。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号、「工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第77号 財産の取得について

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第77号、「財産の取得について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 2点について伺います。まず1点が、契約の方法です。2点目が予定価格に対する落札率、2点について伺います。

○学校教育課長（西本和美君） 入札の方法についてです。さきに一般競争入札を行っておりますが、入札がなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の競争入札に付し入札者がいないときの規定に基づき随意契約としております。

2番目の質問の予定価格6,067万7,100円、落札率は98.4%です。

○4番（福本 悟君） 今課長から、まずは一般競争入札ということで応札がなかったと。この後、随意契約ということで、その業者の選定です。これは担当課で探されたのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） システムサービス熊本を契約の相手方とした理由につきましては、現在小学校で使用していますタブレットパソコン及びソフトウェアを導入した業者

であり、御船町におけるICT教育の環境を熟知している業者です。また、今回購入するソフトウェアについても、現在導入しているソフトウェアと同じであり、端末への設定から納品までを円滑に進めることが期待できるため、この業者としております。

○4番（福本 悟君） 最後の確認です。もともとはこのシステムサービス熊本は一般競争入札においては、応札がなかったということで、最後の確認です。でいいでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 一般競争入札で応札がない場合は、先方が、どこが手を挙げてその準備をしていたのかもこちらにはわかりませんので、こちらの会社がということはわかりません。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） 今回、ソフトウェアということですが、今後アップデートも必要になってくるかと思うんですけど、その際はまた、今回の契約にはそういうものは含まれてないということでもいいのでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 今回の契約は設定までとなります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第77号、「財産の取得について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第78号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第78号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第79号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第79号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第80号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第80号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（井藤はづき君） 今回、事務局次長、主任社会福祉士、主任文化財専門員というのが追加されたのだということだと思えますけれども、これらの職について説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、事務局次長という職を付けております。これは4級の係長職ということになります。目的としましては、局長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する係長級の役職を配置する、できるようにするという条例になります。特に議会事務局におきまして、組織として効率的に業務を行うため、今回議会事務局に係長級の職員の配置が可能となるような条例改正ということになります。

それとあと1点ですけれども、主任社会福祉士と主任文化財専門員ということで、現在社会福祉士、文化財専門員は専門的な職ということで今業務を担当しております。この職員が今後また係長職ということで上がっていくためには4級の職務分類の中に主任社会福祉士または主任文化財専門員という職務分類が必要であったということで、今回追加をしております。

○2番（井藤はづき君） 主任社会福祉士と主任文化財専門員というのは、どちらにいらっしゃる方ですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

社会福祉士につきましては、福祉課に勤務しております。それと文化財専門員につきましては社会教育課で勤務をしております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第81号 御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第14、議案第81号、「御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（福本 悟君） お尋ねします。今回、組織体制の見直しということで、町民保険課と税務課が一体となって町民税務課、それと名称が健康づくり推進課が健康づくり保険課ということで上程されております。先般総務課長から、1つには町民の利便性向上、それと事務の効率化ということで説明をいただいたところですが、具体的に住民に対してどのような利便性、町民税務課、それと健康づくり保険課ということで、具体的に少し説明をいただきたいと思っております。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回、課の再編を行うこととしております。今御質問のあった点ですが、まず、税務課、町民保険税の案内係です。これが現在の課ですが、その町民案内係の部分を税務課に今回統合しております。これは町民案内係を税務課に配置することにより申請や手続の流れが、これは特に関連しておりまして、直結しているということで、統合したほうが町民の利便性が向上するということで、また町民にとってもわかりやすい窓口が1つになるということで、そこはわかりやすいのかなということで今回統合しております。

それと、町民保険係の保険の部分を、今回健康づくり支援課が健康づくり保険課に変わりますけれども、保険に統合しております。これは特定健診の主体が保険係であるということ。健康推進係と連携することによって受診率の向上につながるということを想定して

おります。健康づくり支援課と保険係が統合することによりまして、先ほども申しました受診率のアップ、また医療費の削減と、これまで以上に連携した取組みができる、可能になるということで、今回統廃合をしております。

○4番（福本 悟君） 大変よくわかりました。まずは窓口と税務課が一体となって、町民への、これはワンストップサービスということでの多分改正だろうと思っています。それと、健康づくり保険課、これは健康づくりに関して、そういう取組みで今回条例を改正されておりますので、こちらについては、広報紙等でできるだけ周知をしていただきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号、「御船町課設置条例及び御船町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第82号 税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第15、議案第82号、「税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 議案第82号ですが、この改正によって具体的には町民のどのような人たちがどのような影響を受けるのか、何か例を挙げるなどしてわかりやすい説明をお願いします。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、文言の改正というのが主なものになっております。その中で、変わった部分といたしますが、これは地方税法の改正により町税における延滞金及び還付加算金の割合の見直しも行われております。具体的には、国税の改正によりまして、特例基準割合の引き下げが行われております。0.6%から0.5%ということで、0.1%引き下げをされているということです。それと同時に、先ほど申しました特例基準割合の用語が今回改正されたということになります。

具体的に積算、試算をしております。その中で0.1%引き下げが行われたということで、この延滞金につきましては、特別影響はありません。1,000円未満は切り捨てということになりますので、大きな影響等はございません。それと1,000円以上の延滞金が出た場合は100円未満は切り捨てということで、率が0.1%下がっておりますので、これも切り捨てになりますので、町民自体に大きな影響はないということで考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号、「税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第83号 御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第83号、「御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（増田安至君） 議案第83号の中を読んだところ、ポスター1枚当たりの作成単価が7円51銭ということなんですけど、その後に枚数が抜けております。枚数は何枚までとありますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今、ポスターの件でしょうか。はい、ポスターについては100枚を限度としております。

ビラにつきましては1,600枚です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） この条例は、国の法律に基づいてできた条例でございますね。さらに運用に当たっての件につきましては、また規則とか、そういうものはお考えですか、お尋ねします。

○総務課長（藤野浩之君） 今回は条例ですけれども、今後、また規則等も整備していくということになります。

○6番（増田安至君） いわゆる供託金という部分は、幾らとかいう規定の部分はありますか。

○総務課長（藤野浩之君） 今回、新しくこの改正によりまして、供託金というのがあります。町議会議員につきましては15万円ということで供託金が新しくなっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号、「御船町議会議員及び御船町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第84号 御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第17、議案第84号、「御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） ちょっとわかりにくかったので、例を挙げてお聞きいたします。まず今回の改正により、どの人たちのどの年齢の方たちが受けられるようになったのか。これは私の勝手な解釈なんですけど、これを見ますと昭和7年以前に生まれた人は既に85歳で1万円もらっていますよね。その次は100歳になったときに5万円もらえるような改定に読めたんなんです。そして、昭和8年から10年に生まれた人は85歳で既に1万円もらっています。そしてさらに88歳で2万円、100歳で5万円という計算になるのかなと思いました。そして、昭和11年以降の方が純粋にこの条例で、85歳以上の給付はまだなっていないからいいわけです。その後88歳で2万円、100歳で5万円になるという設計なのかなと思いました。そうしますと、この1歳のところで、ああ、早かった、遅かったみたいなことが、ダブルでももらえるはずだったのにみたいな、そういう年齢が幾つか生まれてくるような感じなのかなと思いましたけど、そのような、今の年代については、何か理解の間違いがあったら教えてください。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

令和3年度からは敬老祝金につきましては、満88歳、満100歳で、それぞれ88歳が2万円、100歳が5万円を支給することになります。85歳に関しましては、これまで85歳の数え年で支給をしていましたが、そこの部分は、満85歳に到達されたときに、湯呑み茶碗の記念品を差し上げることを計画しております。

○9番（福永 啓君） それもいいんですけど、聞いたのはさっき言ったみたいに、今ちょうど昭和7年で、今の計算だと、この条例だと85歳で、もう既に1万円もらっている人にも、この間の全員協議会でも聞きましたけど、年齢によってはさらに88歳で2万円もらえるようになりますよね、これやったら、そうですねという話になりました。ですので、ちょうど昭和8年なのか9年なのか、そのあたりが数えと満とかで違うから、私は満で数えたんですけど、昭和8年から10年の人というのは、もう既に1万円もらっとんなはるですたいね。だけど、その人は新たにここの条例にかかるので、さらに88歳のときに頑張って元気でいていただければ、あと2万円差し上げますよというように、ダブルでももらえるんですよ、

ラッキーみたいなのかどうか。そしてそれ以降、11年以降がもう85歳の給付がなく、85歳は湯呑み茶碗、そして88歳で2万円、100歳で5万円になるのか。そういうそのあたりの具体的な年齢です。制度のそのあたりを教えてください。

○福祉課長（西橋静香君） 令和3年度でいきますと、88歳の敬老祝金をもらう対象年齢は、昭和8年4月2日生まれから、昭和9年4月1日生まれの方を対象にします。100歳の祝金は大正10年4月2日生まれから、大正11年4月1日生まれまでとします。今までは、9月1日を基準日にしていましたが、今回からは誕生月で生存されているか、御船町に住所を有していられるかで、対象として判断します。毎月、誕生月に達せられた方に対して支給する予定です。

○町長（藤木正幸君） 質問のほうに、答えが違っているかと思えますけれども。条例ですので、1万円もらっているからといって2引く1で1万円渡すということはありません。この3年間にされた方は、1万円プラス2万円もらえるということになります。これは仕方ないことで、申し訳ないですけれども、その方はラッキーと思っていただきたいと思えます。

○5番（田上英司君） お尋ねします。これはあくまでも個人の自己申告になりますか。そして2点目は、亡くなった方、自己申告をしてなかったから遺族の方という場合に、この序列がございますね、配偶者からずっときょうだいまでと、ここに書いてありますように。この方たちの1人になされる、誰かに交付されると思いますが、その交付は当然みんなが全員に対してなされたものであるという文言がありますが、基本的には、ここの遺族の方の順番にしても、個人の申告、あなたのおじいちゃんはもらっていませんよという町からの連絡というものはありませんか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応申請主義ということで、毎月お知らせをして、申請をなさっていない方に対しては、こちらから連絡をして対象になっておられますということの連絡をします。もう1つは、誕生日を迎えられて申請をしておられた方が、その後死亡なされた場合は、議員がおっしゃるとおり、親族の序列に応じて支払いをする予定です。その方たちに通知を差し上げます。

○2番（井藤はづき君） この条例の第2条のところの解釈が難しかったんですけれども、これを読んでみますと、1月1日から4月1日までが誕生日の方というのは、この要件を満たすのが87歳の誕生日のときということになるのかなと思ったんですが。どうでしょうか。

- 福祉課長(西橋静香君) 誕生月の1年前に御船町に住所を有していた方が対象になります。
- 2番(井藤はづき君) そしたら、87歳の誕生日の1年前から御船町にいらっしゃったら要件を満たすということですかね。
- 福祉課長(西橋静香君) 87歳の誕生日月から御船町に居住されていた方になると思います。
88歳の対象になる前の1年間に、御船町に居住しているということが条件になります。
- 議長(池田浩二君) ほかに質疑はありませんか。
- 2番(井藤はづき君) そうなると、ちょっとわからないんですけど、私がここを読んでみたら、早生まれの方です。1月1日から4月1日までが誕生日の方というのは、この基準日というのが87歳の誕生日が基準日としたら、その次の年度内に満88歳になるのかなと思ったので、そういう場合は、87歳の誕生月に申請をするのか、それともその1年後の88歳の誕生月に申請をするのか、どっちかなと思ったのですが。
- 福祉課長(西橋静香君) すみません、第2項の町内に1年以上住所を有し、当該年4月2日から翌年4月1日までに誕生日を迎えて100歳とか88歳になる方が対象になるんですけども、100歳の祝金の対象は88歳に到達する年です。だけど、その前の1年以上前から御船町に住所を有していなければいけないという条件が追加されている条文になります。
- 2番(井藤はづき君) 申請のタイミングとしては、88歳になる誕生日の月に申請をすればいいということで大丈夫ですか。
- 福祉課長(西橋静香君) はい、88歳、100歳になる年の、その月に申請することになります。
- 9番(福永 啓君) 今の計算で、私も最後に理解が正しいかどうか確認なんですけど。としますと、例えば4月1日生まれの人、当然いますよね。早生まれ、4月1日生まれの方、この方はその前の年の87歳の4月1日が満の87歳です。しかし、そのときに次の年に誕生月を迎えて88歳になった、そのときに基準日として、そこでこの要件を満たすということになりますよね。4月1日の方。ですよ。よろしいですか。4月1日生まれの人、4月1日生まれというのは早生まれなんです。だから、満87歳の4月1日生まれの方、この方が満87歳になられたときに、町内に1年以上住所を有しておれば、当該年の4月2日から翌年の4月1日までに誕生日を迎えることになりますので、この要件を満たすことになるとなっていると思うんです、条文としては。
そうしまして、先ほど言いましたように、でも申請するのが、その誕生月であると言われてますと、その方というのは申請が1日しかない。4月1日ですから、申請が1日しか

ないというふうに、極端に遅れば短くなってしまうと。実際に88歳にその方がなるのは、翌年の4月1日ですから。そしてその次に年度を越えてしまいますので、1日しかないと取るのか、それとも、4月いっぱいだったら大丈夫、もしくは3月だか、そのあたりの申請のタイミングです。今お話を聞いていて、そこが非常にわかりにくいと思ったんです。そのあたりの、これはあまりレアケースでもないと思うんです。3月生まれとかいっぱいいらっしゃると思いますので、3月末にしても似たようなケースになってくるとは思います。その際、その方が88歳になったときに申請するのであれば、極端に申請期間が短くなったりする懸念もあると思うんですが、そのあたりにはどのようにして対処される予定でしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 4月1日生まれの早生まれの方に関しましては今年の対象ではないということです。誕生日に生存されていたら、それから申請ができますので、誕生日でないといけないということではありません。なので、4月生まれの人か、もし4月30日に生まれていらっしゃる方は4月30日にならないと申請はできないんですが、それ以降申請を受け付けるようになります。

○9番（福永 啓君） としますと、よろしいですか。この受給資格を得るのは、例えば私が4月1日だったとします、今年の。私が受給資格を得るとします。87歳で受給資格を得るわけです。よろしいですか、今年の4月1日で87歳の方は受給資格を得るわけなんです。そして、申請できるというのが、実際に88歳になった後という御説明ですので、1年先しか申請できないと。そうすると、年度を越えてしまいますよね。4月1日の人が4月1日だけ申請するのだったら同じでいいんですけど、例えば4月いっぱいだったとしたら4月31（30）日とかに、この間にすれば1年以上先になってしまいます。それでもこれはいいという読み方になっているのかなあ。そういうことがありますよね。受給資格を得てから1年1カ月以上経っても受給資格は継続するということですか。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより2時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○9番（福永 啓君） 最終確認です。結局これは、受給資格を得るとかいう概念ではなくて、基準日というものが単に本人の誕生日であると。年度も関係せずにです。だから、これで読めば基準日において、誕生日のときに、88歳になった誕生日です。それが基準日であるということで、年度を越えるとか年度を越えないとか、その後でどうのこうのというのは全く関係ないと。そのときだけで考えると、満で考えるということによろしいですかね。

○福祉課長（西橋静香君） その解釈で結構です。

○5番（田上英司君） 長々と質問が続きましたけれども、私これいっちょ確認したいのがあるんです。

私のおふくろたちも亡くなって親父もおりませんが、住所を施設に移していたんですよ。特老あたりは移さなきゃいけません。そういった場合は、何か特例か何かあるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応、住所地特例ということ、施設に関しましては、住所を移されますので、益城町にある住所の方は益城町でも同じようにこういう敬老祝金がありますので、そこで該当になるかという、本当に住所を御船町に置いてないとこれは対象にならない制度になります。

○5番（田上英司君） これは、御船町の間が甲佐なら甲佐の施設に住所を移して入所したと、そういう方も該当するようになるのですか。

○福祉課長（西橋静香君） 住所を移されている場合は、該当になりません。

○町長（藤木正幸君） 今回の敬老祝金の条例につきましては、郡内で調整をしております。各町がバラバラでした。しかしながら、今回郡内で合わせておりますので、郡内に移動した場合は、御船町の方が甲佐の施設に入られた。甲佐の施設に住所を移しました。御船でももらえないけど、甲佐でももらえると。あくまで住所があるところでもらえるという形になります。

郡内は調整をしておりますけど、県内は調整をしておりません。県内では全くないところもあれば、1年置きにされているところもあります。この場合は、もらえるもらえないというのはわかりませんが、あくまでも施設に入っている、御船町に住所がない

とこのことは、祝金は受けられないと御理解いただきたいと思います。

○8番（岩永宏介君） 今の町長の発言でちょっとわかったんですが、かすかにです。私はこれを見たときに、議案第84号を見て、提案理由がこれでよくわからなかったんです。そして、この資料の御船町敬老祝金給付条例の新旧対照表を見まして、何かいろいろな、これだけじゃないなと思ったんですが、その確認になるわけですけれども、非常にいい方向に変わったなと思ったんですが。これは、そのあたりをもう少し丁寧に、この提案理由がきちんと書いてあれば納得した部分なんですけど、こんなふうに解説されたといいますか。そして、新旧の対照表を見ても、旧と新が全く違うわけです。このあたりがうまく条例がきちんとできているなと思いましたので、そのあたりの背景を、提案の動機です。動機の部分を伝えてほしいなと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

これは、郡内町村会の協議において、対象年齢や給付条件の見直しと統一化を図ることが決定されました。引き続き高齢者に対しては敬老の意を表するとともに、福祉の推進を図ることを目的として実施されます。昨年度までは85歳に対し1万円の敬老祝金、満88歳で記念品、満100歳で記念品をお渡ししていましたが、改正後は満85歳の祝金が廃止となり、代わりに記念品、満88歳に2万円、満100歳に5万円を給付いたします。

というふうに、郡内で各町がそれぞれに敬老祝金の仕組みを作っておりましたので、これを統一化される仕組みとなっております。現在、御船町、益城町、嘉島町がこの2万円と5万円の仕組みで今年度から行く予定で、甲佐町、山都町は今後これに合わせられる予定です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（田上英司君） 今の御答弁ならば、将来的には甲佐町は入らないと。

○福祉課長（西橋静香君） いえ、甲佐町も改正される予定です。

○5番（田上英司君） 老婆心ながら、1つ確認させてください。例えば、郡内の施設に87歳6カ月までおったと。そして、88歳になる半年前に御船に戻ってきたと。御船町の住民にはまだ半年間しか経ってないんです。それは通算されるんですか、該当しないんでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） すみません、今回の条例改正の中では1年間住所を、1年前に住所を有するということが条件になっておりますので、該当しないことになります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号、「御船町敬老祝金給付条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第85号 御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第18、議案第85号、「御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これに関しましても、説明をいただいておりますので、同じように、字句の変更は除いて構いません。これらの改正によって具体的に町民のどのような人にどのような影響を受けるのか、例を挙げるなりしてわかりやすい説明をお願いいたします。

○税務課長（畑野英樹君） お答えいたします。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおきまして、給与控除や年金所得控除等から基礎控除へ10万円の振り替え等が行われております。例えば給与所得者で言いますと、給与収入が161万8,999円以下の方の場合ですと、令和2年度までは65万円だった所得控除が令和3年度においては55万円と10万円減っております。また昨年度まで38万円の基礎控除だったものが、令和3年度からは48万円ということで、10万円見直しをされております。

国民健康保険税の負担に関しましては、この所得課税の見直しで意図しない影響や不利

益が生じないように、条文にも書いておりますが、33万円を43万円ということで、所要の改正を行うものです。また、提案理由にも書いておりますが、地方税法の施行令や国民健康保険法施行令も、こちらの個人所得課税の見直しに伴いまして、一部改正がなされているものでございます。

○9番（福永 啓君） 今回の申告では、これまで例えば、さっきおっしゃったように給与が200万円あったところは、これまで60万円みなし経費としてされていたものが50万円に減ったと。しかし一方で控除が10万円減って、いってこいになっていきますよみたいな、大体そういう報道がされていまして。今回は、これでということは、そのいってこいになって、さらにこの10万円が有利になるのか。それとも、10万円の控除です。それが余計に受けられるのか。そのあたりがちょっとわからなかったのです。既に、制度の中では、大体10万円はいってこいになったと思うんですが。またこれが、それプラス皆さんの中に効果が生まれるのか。いやこれも、一応書いてあるけど結局いってこいになるんですよ、あまり変わりませんよと、こうこうだからという理由があれば教えてください。

○税務課長（畑野英樹君） ただ今の御質問にお答えいたします。

所得税に関しましては、所得控除が10万円減った分基礎控除が10万円上がったということで、言うなれば表現は悪いのですが、トントンのものになります。しかし、国民健康保険税の負担に関しましては、所得から計算をしていきますので、基礎控除という、トントンのそっちのほうがありませんので、その分を10万円引き上げるということで、今までより負担が増えたり減ったりとかいうところはございません。

○9番（福永 啓君） としますと、今回のこの改正を仮に行わなかったとしたら、逆に10万円分の控除が受けられなくなって、負担が増えてしまうということになるということでしょうか。はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号、「御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第86号 御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第19、議案第86号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これの中でも、今と同じように、実際この基準を定める条例の改正によって町民及び利用者、事業者も含めてですが、の方にどのような影響が出て、どのような改正なのか、その説明をわかりやすくお願いします。

○町民保険課長（宮崎尚文君） ただ今の質問にお答えします。

国民健康保険条例の一部改正につきましてですけれども、この改正は、新型コロナウイルス感染症の定義の部分、新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条に規定する新型コロナウイルス感染症というものから、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症）というものに定義が変わったことに伴う本条例の改正でありまして、本条例で町民への特別な影響等はありません。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第86号、「御船町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第87号 御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第20、議案第87号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（増田安至君） 介護保険の改正に関してで、これは町の高齢者保険福祉計画・第8期介護保険事業計画に沿ってということで理解すればいいんですけど、これは所得と負担の割合についての改正になるかと思うんですけども、どれくらい所得と負担の割合が変わるかを説明していただけたらと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

まず、この介護保険条例の改正の理由につきましては、この第8期介護保険事業計画に伴うものと、平成30年及び令和2年度の税制改正に伴う見直しに伴い、介護保険料や介護保険給付の負担水準に関して影響が生じないように、介護保険施行令等の規程の見直しをするものと、あと新型コロナウイルス感染症に関する文言が入っております。この3つが改正の内容です。

まず、1つ目の税制改正に伴う影響を緩やかにしたものに関しましては、税制改正では先ほど畑野課長が申し上げましたとおり、給与所得控除額が一律10万円引き下げられたり、公的年金の控除額が一律10万円引き下げられるなどの税制改正が行われております。

御船町では、介護保険の第1号被保険者に対しての介護保険料については、9段階に設定されております。この合計所得金額は、その保険料の段階の決定に影響を与えます。今回の税制改正後において、所得が増加し、従前の保険料段階よりも段階が上がり負担が増加し得ることから、その影響を遮断するためにこの改正を行いました。

もう1つ、第8期介護保険事業計画、令和3年4月から3年間の計画です。第8期介護保険事業計画策定で3年間の介護給付費の総額を60億9,700万円と見込んでいます。これは、地域密着型特別養護老人ホームが稼働すること、75歳以上の人口が増加すること、介護医療院への転換などを見越して計算をしております。このままで行くと、介護保険料は基準額で7,000円を超えるという金額になりましたので、基金積立1億5,000万円を取り崩して、

第7期の介護保険料の基準額6,400円と同額といたしました。

○6番（増田安至君）　　ということは、負担を少しでも抑えて、皆さんに対する負担は、できれば現状のまま、あと3年以上はなるべく行けるような形になったという理解でよろしいですか。

○福祉課長（西橋静香君）　基金の取り崩しを考えておりますが、被保険者の方の負担を軽減するために考えました。

○9番（福永 啓君）　　これは、41ページからの説明でよろしいですか。説明書の41ページからの説明ということで、まずよろしいですか。

それで、今、増田議員から聞かれましたことのほかに、これは随分語句が変わっているんです。36ページですか。はい、間違いました、すみません。

○議長（池田浩二君）　　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君）　　討論なしと認めます。

これから、議案第87号、「御船町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君）　　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第88号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君）　　日程第21、議案第88号、「御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（増田安至君）　　議案第88号は第87号に続いて見たんですけれども、まず、指定居宅の人員と運営基準に関しての条例の内容かと思うんですけれども、政令改正に伴って、この指定居宅事業所を運営する人員について変更等があったのかどうか、まず。

- 福祉課長（西橋静香君）　今回は、人員に関する基準の改正はなかったと思われます。
- 6番（増田安至君）　条文の中に介護支援専門員という言葉で、30ほどいろいろあったんですけども、そのケアマネージャー自身がその責任を負う上での主任ケアマネージャーという言葉がなくなったように思うんですけども、その辺はいかがですか。
- 福祉課長（西橋静香君）　指定居宅介護支援事業者の管理者の条件ということでしょうか。
- はい。
- 一応、この条文の中には、介護支援専門員という明記がされております。
- 6番（増田安至君）　一応、ケアマネージャーでいわゆる指定を取ることができるという理解でよかということですね。
- 福祉課長（西橋静香君）　施設の管理者は、主任ケアマネージャーが望ましいということが言われておりますが、努力義務というか、そういうことでこの文言には介護支援専門員と記されていると思います。
- 6番（増田安至君）　介護支援専門員でいくということで。あと、内容が業務という言い方が今までほとんどだったと思うんですけども、その業務というところが責務、責任と取れるような表現になっているんですけど、その辺はいかがですか。御船町独特でしょうか、それとも省令全てそういうことになっているのでしょうか。
- 福祉課長（西橋静香君）　これは、国の条例改正をもとに条例改正したものですので、御船町独自のものではございません。
- 6番（増田安至君）　つまり、責務ということであれば、ケアマネージャーの責任がものすごく追及されることになるんですよ。そのときに、例えば罰則規定なり何なり今後考えていかれることはあるんですか、御船町は。
- 福祉課長（西橋静香君）　一応指定居宅介護支援事業所は町の指定になってきますので、実地指導とか、そういったことで運営の基準の確認とかをしていきたいと考えております。
- 9番（福永 啓君）　これは、私が見てよくわからなかったところなんですけど。44ページから45、46、47、48、49、50、51、52、53ページの28まで、全ての括弧が（介護支援専門員は）でまとめられています。これまで違うところでまとめられていたものが、この項は全て介護支援専門員はでまとめられています。何か、私のような者から見ると、介護支援専門員への責任とか責務とかが大変大きくなったような条例改正ではないかなと見えるのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） はい、それもあると思います。ただし、この条例の主なポイントは、感染症対策の強化と、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直しなどが主な改正のポイントとなっております。

○9番（福永 啓君） 介護支援専門員、ケアマネージャーですよね。ケアマネージャーでまとめさせていただきたいと思うのですが、皆さんそうおっしゃっていますので。

ケアマネージャーの方々の、これを見ますと、これまでは事業所が主として責任を負ってやっていたものが、ケアマネージャーのほうに責任が移っているのではないかと感じるところがあるんですが、そのようなことはあるのですか。いや、そのようなことはないとか、責任の有無については、今までどおりケアマネージャーに新たな責任が生じることはないとか、そのあたりがよくわからないのですが、そのあたりをかみ砕いて説明していただければと思います。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

指定居宅介護支援事業所というのは、介護状態、要支援状態の介護状態にある人のケアプランを作る仕事をする事業所です。なので、そこに勤められている方はケアマネージャーが主人公です。そこで取り組むべき評価する事業をうたったものです。

○9番（福永 啓君） ですから、今回の改正によって、その方たちの、責任及び負担、そういうのが若干、そして仕事の量と、責任と負担が重くなっている。なかったことまで、いっぱい書いてありますから、これをしてください、あれをしてくださいということが書いてあるので、増えているように読めるんですけど、やはりそういう責任、負担、仕事量、これは増えるということになるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 仕事の量は増えると思います。それは、コロナウイルスの感染症の拡大は、介護事業所のところで、全国的にクラスターが発生しました。そういう危機管理をこの事業所に持っていただくというのも条例改正の趣旨にあると思います。

○9番（福永 啓君） 私が心配しているところは、確かにそのようなコロナウイルスに限らず、いろいろな感染症等々の対策に必要なんですが、それがその組織、そういう介護所という組織ではなく、介護支援専門員、ケアマネージャーという個人のほうに行ってしまうのではないかと、その人の責任ですよとなってしまうのではないかと読めるのかなと思ったので、大変心配しております。これは、介護支援施設ですね、そこがやるべき仕事であ

って、介護支援専門員という方は、そこで独立して、何か、弁護士事務所は各弁護士のパートナーとかではなくて、その施設の職員なわけですよ、言ってしまう。ですから、最終的には、やはりその施設のほうの責任に対して重くなってくるのか、今回は、ではなくして、その介護支援専門員のほうに責任を移動しようとしているのか、そのあたりがよくわからなかったのです。そのあたりの感覚は、そのあたりはどうなのでしょう。

○福祉課長（西橋静香君） この条文の第1条から第14条までは、指定居宅介護支援事業所はという事業所が主語になっておりますので、介護支援専門員が実施する取組みについては、主語が介護支援専門員になっていると思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第88号、「御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第89号 御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第22、議案第89号、「御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（増田安至君） 議案第89号、これこそ感染症関連の内容だったかと思うんですけど、

虐待、権利擁護、介護予防そして業務継続など、全てのことの改正内容だったと思うんですけども、虐待があったり権利擁護であったりと非常に大事なところなんですけれども、窓口はどちらで考えていますか、受け付けというか。

○福祉課長（西橋静香君） 虐待に関しましては、高齢者の虐待になりますので、地域包括支援センターが相談窓口になります。権利擁護に関しましては、福祉課に相談していただくか、コロナウイルス関係に関しましては、県のコロナウイルスの人権対策課というところが窓口になります。

○9番（福永 啓君） これに関しましても、まだ説明を受けていなかったもので、この条例改正が、実際に介護事業者及び介護を受ける人、その他町民の方にどのような影響を与えるのか、そういう概要を説明お願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

この条例は、御船町指定介護予防支援事業に関する事業所で行われる感染症対策の強化、感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた取組みの強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等に係る見直しという、全ての条例改正に共通した改正がポイントです。

○9番（福永 啓君） その改正によって、具体的にどのような効果を図っているのかです。

○福祉課長（西橋静香君） 例えば、感染症対策の強化に関しましては、感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、以下の取組みを義務づけられております。研修の実施及び訓練の実施、そういったものが感染症対策として義務づけられます。3年間の経過措置があります。業務継続に向けた取組みの強化としましては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するという計画を立てることが義務づけられております。ハラスメント対策の強化ということで、適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めることとなっております。

○9番（福永 啓君） これまで、事業所等がこれの取組みについては独自の取組みなり、そのようなことでやっていたことを、きちんとしてくださいよというのを条例にうたったというふうに感じているところがあるんですが、そうしますと、やはりその事業所の職員ですとかケアマネージャーとか、いろいろな方への負担が、またこれもある意味増える

ことになってくるのではないかなという部分も危惧するのですが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○福祉課長（西橋静香君） この感染症対策や業務継続計画は、やはり今回のコロナのクラスター発生などによって、自分事として各事業者が考えておられますので、事業の組織として取り組まれていかれるものと思っております。あと、事務の負担軽減のためには、ICT化をするということで、対面での会議ではなくて、リモートでの会議もよしとするということとか、あと重要事項説明というものを紙で説明してサインを求めるといったんですけども、それが磁気媒体による説明でもよしというふうに、大分事業所の負担軽減が盛り込まれております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第89号、「御船町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第90号 御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第23、議案第90号、「御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） これにつきましても同じように、今回の改正で町民及び事業者に、どのような目的で改正がなされ、そして町民及び事業者にどのような影響があるのか、わか

りやすい説明をお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

この条例は、御船町指定地域密着型サービスの事業に関する条例の改正です。改正のポイントは先ほど申し上げたとおりです。

○9番（福永 啓君） さっき、一番最後におっしゃったことですよね。これによって、これまで何点かずっと今まで事業所の方々が自主的にやってこられたこととか、この時期を見て自分でやってこられたことを、これまでの条例では文書化されて、これをしてくださいとなっていたと思うんです。それだけ、非常に逆に役割が増えて、事務手続等が煩雑になってきたと。それに対して、幾つか基準を、電磁どうのこうのです、そういうのを電磁的なものとかを入れて、負担軽減をするようになったということだと思うのですが、大体それのみとかいう、それのみと考えてよろしいですか。

○福祉課長（西橋静香君） ほぼ、その改正が中心です。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第90号、「御船町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第91号 御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第24、議案第91号、「御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） この条例の制定においても、議案第90号と同じく、そういう介護サービス業者の負担軽減を図る旨の制定が行われている。目的も大体同じであるという理解でよろしいですか。もしそれと違う部分があったら御説明ください。

○福祉課長（西橋静香君） この条例改正も、御船町指定地域密着型の介護予防のサービス分で、同じ改正のポイントです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第91号、「御船町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第92号 御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する
条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第25、議案第92号、「御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（藤川博和君） この第2条に、ふれあい広場の施設の件がありますけど、このふれあい広場の中にトイレが設置されておりますが、このトイレは、この施設から除外されているのか、除外されていないのですか。

○建設課長（野口壮一君） トイレも含んだものということになっております。

○11番（藤川博和君） トイレが含まれていると、今回の指定管理者のあれがしてありますけど、このトイレの清掃は町か指定管理者か、どちらがされるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 指定管理者を導入した後は、指定管理者による清掃管理ということになっていきます。

○11番（藤川博和君） このトイレの清掃というのは町の顔になりますので、十分に行っていたきたいと思います。

次に、これは施設の中の用水路の管理はどうなりますか。

○建設課長（野口壮一君） ふれあい広場のちょうど中央を流れています用水路ですけど、これまで町が管理してきたわけでありまして。中のほうにやはり土砂が堆積して、草が繁茂しておりました。定期的に景観上の問題もありますので、町でそういう草を刈ったり、今まで対応をしてきました。今回、後で出てきますが、令和3年度の予算の中にも、今堆積している土砂をしゅんせつをして、少しでも景観がいいようにしていくという形になります。指定管理者になれば、後の管理を指定管理者で行っていただくということになっております。

○11番（藤川博和君） 今の課長の話では、用水路が今度指定管理者の管理になります。それとやはり子供、幼児の方が遊びの場所となりますので、水が少ないときはいいのです。これが増水したとき、そういう場合の管理はどういう何か、そこに立入禁止か何かのそういう対策か何かをとられるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 議員御指摘のように、用水路が増水した場合には、危険が懸念される場所です。これまでも、指定管理者、広報との協会とも協議の中で、やはりそこが一番心配される場所であるという話でもありました。指定管理者になれば、増水したときには、そこに柵を設けて、もう一切立ち入りができないような管理をしていくことにしております。

○11番（藤川博和君） 今課長が柵と言われましたけど、どういう柵になりますか。目隠しのぴしゃっとした柵をされるのか、ちょっとした空いたあれですね。ただポールでやったよ

うな柵、チェーンにするか。

○建設課長（野口壮一君） 実際、今ふれあい公園の倉庫の中にも、これは簡易的にコンクリートの台座を置いて、その上に間隔を置いて、その上にプラスチック製のゲートを並べていって固定をしていくというもので対応したいと考えています。

○11番（藤川博和君） 小さい方で、どこでどうなるかわかりませんので、やはり危険防止は十分やっていただきたいと思います。

あと1件、この使用時間です。これが朝の9時から17時までと書いてありますが、これ以外は、時間外の場合はこれは指定管理者が管理するんですか。それとも町が責任を持つのですか。

○建設課長（野口壮一君） 9時から17時までというのが、災害公営住宅のところにありましたみんなの家を移築して、多目的センターという名称で今建っているわけなんですけど、その開館時間を午前9時から17時までということで定めております。それ以外の施設については、今まで同様、会場に時間制限は設けないというところになります。

まず、問題が生じた場合、その因果関係、どこに原因があるのか、それが管理瑕疵なのか、指定管理者による瑕疵なのか、その辺は町でもリスク分担表というのを作っておりますので、その辺で、協議の中で補償をしていくと。もし問題があれば、補償をしていくというもので対応したいと考えております。

○11番（藤川博和君） 一般の人から聞いたんです。今、あそこの散歩コースのところで、スケボーあたりをする若者が多いということです。これが夕方にかけてくるような感じだから、そういう場合の対応です。これを、そういう場合に事故があった場合の補償問題をお聞きしたんです。

○建設課長（野口壮一君） 管理瑕疵が原因であれば、指定管理者または町での賠償をすることになりますけど、今のように、5時以降の中で事故等が発生した場合、スケボーあたりで乗り回しているという中で事故があった場合、やはり事故の内容を精査する必要があるかなと思います。いわゆるそういう第三者の行為による責任を問う場合には、その本人に責任も課せられていくと。そこで管理に瑕疵があれば、町もしくは指定管理者に補償が求められていくというものになるかと考えております。

○9番（福永 啓君） ふれあい公園の管理に関してなんですけど、今、藤川議員の質問にもありましたとおり、施設の維持管理に関する、この指定管理に関する法に関しては、それ

のみの予算が上がっておりました。それに関しましては、次の指定管理のところの議案で説明、また質問したいと思いますが、一番最後のところで気になったところがありまして。責任の問題です。全くそのとおりだと思ったんです。どっちに責があるかと。町及び指定管理のほうに責任があった場合は、賠償責任を負うようになってくるということだったんですが、その町及び指定管理者は、町の総合保険で対応できるんですか。町はできると思うんですが、指定管理者の責となった場合は、また指定管理者が別に保険に入る必要があるのか、町の総合保険で対応することができるのか、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、ふれあい広場の指定管理者の仕様書を作成をしております。その中に、指定管理者は損害賠償保険の加入措置を義務づけております。ですので、指定管理者に瑕疵がある場合にはそちらの保険、町に瑕疵がある場合には、町で加入している総合賠償保険で補償をしていくというところで考えております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第92号、「御船町ふれあい広場設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○建設課長（野口壮一君） 報告第22号の御専第6号のところ、田上忍議員から質問があったところで、相違がありましたので、修正をさせていただきます。

今回、①番の変更内容で、私のほうから概算費用で160万円ということで説明をいたしましたが、ここのアスファルトのがら以外にも、その他の処分が混じっておりました。アスファルトがらだけの107立方メートルに対する増加費用というのが99万円ということになっております。ほかのアスファルトがら以外の処分費が、この61万円がこの160万円の中

に含まれていたということで、そこら辺で説明が誤っておりました。大変申し訳ございませんでした。

○10番（田上 忍君） そうしますと、単価的には両方とも同じということでもいいんですか。

○建設課長（野口壮一君） 単価的に、立方メートル当たりの単価が少し違いますが、理由として、先ほどの滝尾のところ、処分場がいずれも甲佐町の星山商店を指定しております。滝尾のほうの運搬距離を6.5キロ、それから今回の小坂の工事につきましては、運搬距離を11.5キロで見えていますので、若干その辺は立方メートル当たりの単価が違っているというところであります。

○10番（田上 忍君） 今の課長の答弁の中で、処分場は何か違うようなことを聞いたと、受け取れたんですが、同じ星山商店ということでもいいんですよね。

○建設課長（野口壮一君） 処分場は同じ星山商店になります。運搬距離だけが違って、その分が単価が違ってくるといって形になっております。

○10番（田上 忍君） わかりました。あと、アスファルト以外というのはどういうものですか。

○建設課長（野口壮一君） アスファルト以外のものにつきまして、コンクリートがら、それから水路等にはびこっておりました立木関係、それから仮設道路に使用した大型土のあたりの処分費がほかのものになっております。

○10番（田上 忍君） もう1点ですが、今のやつのアスファルトがら以外のものの量はどのくらいですか。

○建設課長（野口壮一君） コンクリートがらが19立方メートル、木くずが1.2トン、先ほどの土のうの処分費、廃プラになりますが、これが2.6トンということになっております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時32分 散会